

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	期 別	第3期 (2025年3月31日)
(資 産 の 部)		
流動資産		566,983
現金及び預金		9,467
売掛金		358,552
リース投資資産		25,607
契約資産		98,788
棚卸資産		13,876
前払費用		42,158
その他		18,545
貸倒引当金		△10
固定資産		817,031
有形固定資産		138,282
データ通信設備		97,412
建物		6,550
構築物		5
機械装置及び運搬具		126
工具、器具及び備品		7,398
リース資産		417
建設仮勘定		26,373
無形固定資産		359,998
ソフトウェア		287,280
ソフトウェア仮勘定		70,371
その他		2,347
投資その他の資産		318,752
投資有価証券		24,983
関係会社株式		152,903
長期貸付金		690
関係会社長期貸付金		28
繰延税金資産		81,607
その他		58,748
貸倒引当金		△208
資産合計		1,384,014

科 目	期 別	第3期 (2025年3月31日)
(負 債 の 部)		
流動負債		666,541
買掛金		128,143
契約負債		239,963
関係会社短期借入金		39,309
1年内返済予定の長期借入金		124,378
リース債務		185
未払金		50,459
未払費用		12,515
未払法人税等		50,486
預り金		6,591
受注損失引当金		2,792
その他		11,719
固定負債		475,664
長期借入金		382,000
リース債務		691
退職給付引当金		88,380
資産除去債務		602
その他		3,990
負債合計		1,142,205
(純 資 産 の 部)		
株主資本		232,905
資本金		1,000
資本剰余金		19,423
資本準備金		19,423
利益剰余金		212,482
その他利益剰余金		212,482
繰越利益剰余金		212,482
評価・換算差額等		8,904
その他有価証券評価差額金		8,897
繰延ヘッジ損益		8
純資産合計		241,810
負債純資産合計		1,384,014

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	第3期			
		自	2024	年 4	月 1
		至	2025	年 3	月 31
売上高					1,345,295
売上原価					970,743
売上総利益					374,552
販売費及び一般管理費					248,267
営業利益					126,286
営業外収益					40,103
受取利息					137
受取配当金					35,202
その他					4,763
営業外費用					3,488
支払利息					2,048
固定資産売却損					87
投資有価証券評価損					630
その他					723
経常利益					162,901
特別利益					83,396
投資有価証券売却益					78,533
関係会社株式売却益					4,863
特別損失					3,683
固定資産減損損失					3,683
税引前当期純利益					242,614
法人税、住民税及び事業税					64,713
法人税等調整額					△1,917
当期純利益					179,818

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

(重要な会計方針に係る事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法によっています。

その他有価証券については、次のとおりです。

(1) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっています。

(2) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっています。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品については、個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっています。

貯蔵品については、先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっています。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産(ソフトウェアを除く)については、定額法を採用しています。

なお、ソフトウェアの減価償却の方法は次のとおりです。

① 市場販売目的のソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間(3年以内)における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっています。

② 自社利用のソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっています。

ただし、サービス提供目的のソフトウェアで、特定顧客との契約に基づく、データ通信サービス用ソフトウェアについては、当該契約に基づく料金支払期間にわたって均等償却しています。

(3) リース資産

① 有形リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、主として残存価額を零として算定する定額法を採用しています。

② 無形リース資産

定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2)受注損失引当金

受注契約に係る将来損失に備えるため、当事業年度末における手持受注案件のうち、損失発生の可能性が高く、且つその金額を合理的に見積ることが可能な案件の損失見積額を受注損失引当金として計上し、対応する仕掛品と相殺して表示しています。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

① 退職給付債務見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理することとしています。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

以下の5ステップ・アプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに依じて）収益を認識する。

当該取引に関しては、契約開始時において、一定期間にわたり充足する履行義務かどうかを判断し、当該履行義務に該当しないと判断されるものについては、一時点で充足する履行義務としています。

一定期間にわたり充足する履行義務は、その受注金額あるいは完成までに要する総原価が信頼性をもって見積ることができる場合は、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて、当該期間にわたって収益を認識しています。この進捗度の測定は発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）を採用しています。また、受注金額あるいは完成までに要する総原価が信頼性をもって見積ることができない場合には、発生したコストのうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として認識しています（原価回収基準）。

取引の対価は履行義務を充足してから主に1年以内に受領しているため、実務上の便法を使用し、重要な金融要素の調整は行っていない。

6. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を採用しています。

また、金利スワップ取引のうち、金利スワップの特例処理の対象となる取引については、当該特例処理を採用しています。

7. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しています。

(貸借対照表に関する注記)

1. 棚卸資産の内訳

商品	1,752百万円
仕掛品	9,595百万円
貯蔵品	2,529百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

受取手形及び売掛金	18百万円
投資有価証券	0百万円
関係会社株式	12百万円
流動資産その他(関係会社短期貸付金)	0百万円
長期貸付金	690百万円
関係会社長期貸付金	20百万円

(2)担保付債務

子会社の長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)	485百万円
----------------------------	--------

3. 有形固定資産の減価償却累計額 221,676百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	12,562百万円
長期金銭債権	28百万円
短期金銭債務	133,815百万円
長期金銭債務	5百万円

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生 of の主な原因は、売上債権、退職給付引当金、減価償却超過額であり、繰延税金負債の発生 of の主な原因は、その他有価証券評価差額金、固定資産です。なお、繰延税金資産算定にあたり控除された金額は6,401百万円です。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額 of の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、令和8年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、当事業年度の30.62%から、回収又は支払が見込まれる期間が令和8年4月1日以降のものについては31.52%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,661百万円増加し、当事業年度に計上された法人税等調整額が1,778百万円、その他有価証券評価差額金等の金額が117百万円それぞれ減少しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	(株)NTTデータ グループ	(被所有) 直接100.0	株主としての 権利行使・助言・ あっせん	資金の借入	425,770	短期借入金	39,309
				借入金の返済	394,346		
				グループ運営費 の支払	105,089	未払金	31,466
				支払賃料	31,673		

(注1) 取引金額には消費税等を含んでおりませんが、期末残高には消費税等を含んでおります。

(注2) 上記の取引条件及びその決定方法については、他の取引先と同様の条件によっています。

関係会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関係会社	(株)NTTデータアイ	(所有) 間接100.0	システム開発・運用等の業務委託	業務委託料等の支払	68,352	買掛金	16,017

(注1) 取引金額には消費税等を含んでおりませんが、期末残高には消費税等を含んでおります。

(注2) 上記の取引条件及びその決定方法については、他の取引先と同様の条件によっています。

兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	NTTファイナンス(株)	(被所有) 直接0.0	NTTグループ会社間取引の資金決済	NTTグループ会社間取引の資金決済	40,387	その他 (未収入金)	9,729
			資金の借入れ	借入金の返済	－	長期借入金 (1年以内返済予定分を含む)	482,378
				資金の借入れに伴う支払利息	1,104	未払利息	338
親会社の子会社	(株)NTTドコモ	(被所有) 直接0.0	システム開発・運用等の業務受託	業務受託料等の受取	83,822	売掛金	24,215
						契約負債	3,468
親会社の子会社	NTT・TCリース(株)	(被所有) 直接0.0	システム開発・運用等の業務受託	業務受託料等の受取	49,320	売掛金	20,870
						契約負債	118
親会社の子会社	NTTデータ先端技術(株)	(被所有) 直接0.0	システム開発・運用等の業務委託	業務委託料等の支払	46,834	前払費用	7,723
						長期前払費用	7,976

(注1) 取引金額には消費税等を含んでおりませんが、期末残高には消費税等を含んでおります。

(注2) 上記の取引条件及びその決定方法については、他の取引先と同様の条件によっています。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	120,904,871円28銭
2. 1株当たり当期純利益	89,909,225円38銭

(その他の注記)

法人所得税の取り扱いに関する不確実性

当社の親会社である株式会社NTTデータグループは2021年5月28日に、東京国税局より2019年3月期における法人税等の更正通知を受領しました。

当該更正通知の内容は、税務上の益金算入時期に関するものですが、株式会社NTTデータグループ及び当社の見解と東京国税局の主張は明らかに相違するため、専門家の助言を受けながら、法令に則り、処分の取り消しを求めてまいります。